

島根労働局発表

平成 25 年 5 月 30 日

	島根労働局	島根県
担	職業安定部職業安定課	商工労働部雇用政策課
当	課 長 芦谷 初広	上席調整監 小塚 誠治
	TEL 0 8 5 2 - 2 0 - 7 0 1 6	TEL 0 8 5 2 - 2 2 - 6 5 6 0

雇用施策実施方針の策定について

島根労働局は、雇用対策法施行規則第 13 条第 1 項（※裏面参照）の規定に基づき、平成 25 年度の「雇用施策実施方針」を策定しました。

この実施方針は、島根労働局が実施する雇用施策と島根県が実施する雇用に関する施策とが密接な連携のもと、円滑かつ効率的に実施されるよう島根県と協議のうえ策定しております。

島根県と連携を図り、一体的・機動的な雇用対策を実施してまいります。

島根労働局と島根県による一体的・機動的な雇用対策

【概要】

- 1 若者の安定雇用の確保
 - 「1社1財」運動の展開、「若者応援企業宣言」事業による早期求人要請（目標：3,000社）
 - ジョブカフェしまねと新卒応援ハローワークが連携した就職支援
- 2 キャリアアップ支援
 - 産業振興の重点分野（ものづくり産業、介護、医療、情報通信業、環境等）における産業人材育成
- 3 高年齢者の就労支援と社会参加
 - 改正高年齢者雇用安定法の施行による「年齢に関わりなく働ける企業」の普及・啓発
- 4 障害者の就労支援
 - 障害者の生活面と就業面の一体的支援
 - 障害者の雇用促進に関する意識啓発
- 5 ものづくり産業等における雇用創出
 - 産業振興の重点分野（ものづくり産業、介護、医療、情報通信、環境等）における雇用創出
- 6 島根県との一体的雇用対策の推進
 - 企業の雇用動向等の情報共有と一体的・機動的な雇用対策の推進
 - 誘致企業情報の共有と人材確保
- 7 ワーク・ライフ・バランスの実現
 - ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発

※雇用対策法施行規則第13条第1項

都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。